

保護者の皆様へ

私立幼稚園施設等利用給付認定手続きについて

～マイナポータルを利用した電子申請もできます～

幼稚園に入園が決まつたら、次の手続きが必要です。

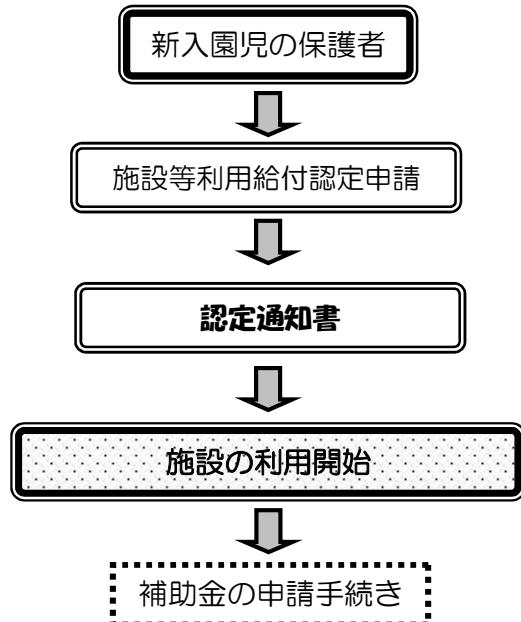
● 施設等利用給付認定の手続き ●

私立幼稚園に通う園児の保護者は、施設利用費の補助をうけるために「施設等利用給付認定」の手続きが必要になります。この認定手続きは新たに入園する方は全員行う必要があります。

認定区分	補助請求できる費用	対象となる子ども	保育の必要性※
1号認定	・保育料等に対する補助	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	なし
2号認定	・保育料等に対する補助 ・預かり保育に対する補助	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した就学前子ども (年少～年長クラス)	あり
3号認定	・保育料等に対する補助 ・預かり保育に対する補助	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある就学前の子どもで、区民税所得割課税額が非課税の世帯	あり

※保育の必要性については、裏面参照

支 給 認 定 申 請 の 流 れ



補助金の申請書類は、入園後の6月頃に園を通じて配布します。認定番号を記入する必要がありますので、上記認定通知書は大切に保管してください。

- 幼稚園を通じて「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を受け取ります。
- 申請書に必要事項を記載し、教育委員会に提出します。
2号認定の場合は保育の必要性を証明する書類の添付が必要となります（裏面参照）。
- 教育委員会から認定番号が記載された認定通知書が送付されます。

支給認定の有効期間

1号認定の有効期間は、認定を受けてから小学校就学前までを基本とします。
2号認定の有効期間は、保育の必要性の理由によって異なります。

● 保育の必要性

保護者のいずれもが、下記「保育が必要な事由」のいずれかに該当する場合、2号認定の対象となり、預かり保育の利用に要した費用に対し、日額 450 円、月額 11,300 円を上限に補助を受けることができます。

<保育が必要な事由>

- ① 就労……………月 48 時間以上の就労を常態としている場合
- ② 出産……………妊娠中または出産後間がなく保育が困難な場合
- ③ 疾病……………疾病、負傷により保育が困難な場合
- ④ 障害……………心身に障害があり保育が困難な場合
- ⑤ 介護・看護…疾病又は心身に障害を有する同居の親族を常時介護・看護している場合
- ⑥ 求職……………求職活動をしている場合
- ⑦ 就学……………週4日以上かつ1日4時間以上の就学を常態としている場合
- ⑧ 災害復旧……災害の復旧にあたっているため、保育が困難な場合
- ⑨ その他…………児童福祉の観点から社会的養護が必要な場合など明らかに保育が必要と認められる場合

【保育が必要な事由を証明する書類】

父母等の状況	認定期間	必要書類 ※父母及び 18~64 歳の同居者 <u>それぞれ</u> について必要です。
①就労	外勤 (復職予定者を含む)	勤務証明書(区指定様式)
	自営業 会社代表 経営者等 内職	・勤務証明書(区指定様式) ・仕事の実態がわかるもの(コピーで可) (例:登記事項証明、開業届、営業許可書、履歴事項証明書、請負契約書等)
②出産	出産予定月の2か月前から、出産日から57日目の属する月末まで	母子手帳の出産(予定)日のわかるページのコピー
③疾病		診断書のコピー
④障害		障害者手帳のコピー
⑤介護・看護	必要がなくなるまでの期間	・被介護・看護者の診断書、介護保険証又は障害者手帳のコピー ・タイムスケジュール ・介護、看護の実態がわかるもの
⑥求職	3か月間	求職カード(ハローワーク発行)のコピー
⑦就学	学校の卒業(修了)まで	・就学(予定)証明書 ・時間割、カリキュラム等
⑧災害復旧	必要がなくなるまでの期間	り災証明等のコピー

※区指定様式は、港区公式ホームページからダウンロードできます。

トップページ»子ども・家庭・教育»学校・幼稚園・教育»幼稚園»私立幼稚園»私立幼稚園等(私学助成園)に通う場合の手続き
※不足書類がある場合、認定できないことがありますのでご注意ください。

記入例

第7号様式の2(第10条の2関係)

子育てのための施設等利用給付認定申請書

(宛先) 港区長

子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、子育てのための施設等利用給付認定について申請します。

なお、保育の必要性等の確認のために、区が保有する住民基本台帳、住民税等の情報を利用すること及び提出した書類の内容について、各総合支所区民課、保育課、教育委員会事務局学校教育部個人番号(マイナンバー)を記入してください。長本人確認書類として、申請者の証明書類の写しを添付してください。

20XX 年 ○ 月 X 日申請		保護者様であればどちらでも結構です。		000000000001		子どもの続柄	父・母・()	
申請者	フリガナ	みなどたろう	氏名	港 太郎	生年月日	昭和○○ 年 ○ 月 X 日	自宅電話	03-XXXX-XXXX
	住所	港区 芝公園1丁目5番25号					携帯電話	090-XXXX-XXXX
	1月1日現在の住所	□同上				転入年月日	年 月 日	
配偶者(□不存在)	フリガナ	みなどはなこ	氏名	港 花子	生年月日	昭和○○ 年 ○ 月 X 日	子と続柄	令和8年1月1日以降、港区に転入した方のみ記入してください。
	住 所	□申請者と同じ					自宅電話	□申請者と同じ
	1月1日現在の住所 (~8月申請は前年1月1日)	□同上					携帯電話	□通園している幼稚園名を記入します。
対象の子ども	フリガナ	続柄	個人番号	000000000002	年齢	()	利用施設名	
	氏名		生年月日	昭和○○ 年 ○ 月 X 日	1号認定	・1号認定...預かり保育を利用しない方、保育の必要性がない方		
	みなどいちろう	子	000000000003	3	2号認定	・2号認定...ご両親とも保育の必要性がある方		○○幼稚園
	港 一郎		令和○○ 年 ○ 月 X 日		1号認定	1号認定・2号認定・3号認定		△△幼稚園
	みなどじろう	子	000000000004	4				
	港 二郎		兄弟姉妹同時に申請する場合は、申請書は1枚にまとめて構いません。 すでに申請済のお子さんは記入不要です。				港区から転出する予定がある等、理由がない限りは「就学前まで」を○します。	
認定を希望する期間		2026 年 4 月 1 日	から	年 月 日	まで	・就学前まで		
保育の必要性	※1号認定を申請する場合は、以下の記入は不要です。							
申請者の事由(該当するものに○)			配偶者の事由(該当するものに○)					
①就労 ②出産 ③疾病 ④障害 ⑤介護・看護 ⑥求職 ⑦就学 ⑧災害復旧 ⑨育児休業 ⑩その他()			①就労 ②出産 ③疾病 ④障害 ⑤介護・看護 ⑥求職 ⑦就学					
保育が必要な事由に該当する場合は、該当する理由に○をつけ、裏面の家庭状況調査表の該当欄に記入してください。 また、証明書類の添付が必要になります。								
【注意事項】 ・子ども・子育て支援法第7条第10項第4号への規定により、企業主導型保場場合は、本認定の申請はできません。 ・申請内容が事実と相違した場合、認定を取り消すことがあります。 ・認定事由等に変更がある。								
1号認定の場合は裏面の記載は不要です。								
(受領)								

申請書の提出について

【提出物】

- 子育てのための施設等利用給付認定申請書
- 申請者の個人番号(マイナンバー)カード(表面と裏面のコピー)

※個人番号(マイナンバー)カードを持っていない場合は、以下2つの書類が必要です。

① 番号確認	個人番号（マイナンバー）が記載されている住民票のコピー
② 本人確認	運転免許証、パスポート、障害者手帳、在留カード等いずれかのコピー

申請書に記載する個人番号(マイナンバー)の利用について

◆子ども・子育て支援法に関連する事務は、なりすましなどの不正を防止するため、申請者のマイナンバーが正しいかどうかの「番号確認」と、申請者ご本人であるかどうかの「本人確認」を行うため個人番号(マイナンバー)を利用します。また、入園手続きにあたり、世帯状況や税情報の確認のためにも必要となります。

○2号認定を希望する方のみ保育が必要な事由を証明する書類

【提出期限】

令和8年2月末日(途中入園の場合は入園決定後1週間以内)

※上記〆切は一時締め切りとなっております。期限を過ぎても認定を行うことは可能ですが、提出が令和8年4月以降になる場合はご相談ください。

【提出先】

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所7階

港区教育委員会事務局 教育長室 私立幼稚園担当 宛て
03-3578-2111(内線 2712)

※紙申請の場合は、直接持参するか郵送にて提出してください。なお、幼稚園によっては取りまとめて申請する場合があります。申請方法については各幼稚園にご確認ください。

電子申請はコチラ ※個人番号(マイナンバー)カードが必要です

区ホームページのトップページより

電子申請サービス>子ども・家庭・教育>
私立幼稚園－私立幼稚園施設等利用給付認定手続き
(子育てのための施設等利用給付認定申請)



※各地区総合支所では、受付を行うことができませんので、ご注意ください。